

第8章

ルワンダのガチャチャ

——その制度と農村社会にとっての意味——

武内 進一

はじめに

深刻な暴力や人権侵害を経験した社会がどのようにそれを克服していくのかという問題に関連して、「移行期正義」(transitional justice)への関心が高まっている⁽¹⁾。本書第7章で取り上げるルワンダ国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR)やシエラレオネ特別裁判所(Special Court for Sierra Leone: SCSL)は移行期正義の取組みのひとつであり、アパルトヘイト期の人権侵害に対する南アフリカの取組みとして有名な真実和解委員会(Truth and Reconciliation Committee)も同様である(阿部[2007])⁽²⁾。本章のテーマであるガチャチャ(*gacaca*)もまた、1994年に大量虐殺を経験したルワンダで採用された移行期正義のひとつであり、国際的に大きな関心を呼んでいる。ガチャチャとは、一言で言えば、大量虐殺時の犯罪行為をローカルレベルで裁く試みである。

ガチャチャに対する国際的な関心の高さは、次のような理由にもとづくと考えられる。第1に、ルワンダにおける暴力の規模がきわめて甚大であり、ガチャチャがまさにその甚大さに対応するために考案された移行期正義の方法だということである。ルワンダでは、全土で膨大な数の民間人が殺戮に参加した。その結果、通常の司法プロセスでは到底処理できない数の人びとが、

容疑者として逮捕された。ガチャチャは、この膨大な数の虐殺加担者を裁くために考案された。第2に、ガチャチャが現地社会に根ざした問題解決法だと考えられたことである。末端地方行政機構の成人全員が参加して判事を選び、情報を収集し、罪状決定に関与する。伝統的な司法との連続性があるガチャチャは、ローカルなイニシアティブを重視した移行期正義の方法として注目された。第3に、そうであるからこそ、国際的な人権基準との齟齬について関心が寄せられた。若干の研修をするとはいえ、普通の農民に殺人罪を裁けるのか、弁護人もいない制度で容疑者の人権が守られるのか、大衆の参加は「人民裁判」とならないのか等々、さまざまな疑問が寄せられたのである。

ガチャチャをめぐる関心の高さを反映して、先行研究もそれなりに蓄積されているが、その評価は多様である。ガチャチャがルワンダの伝統に立脚していること、あるいは住民の参加が担保されていることを評価し、肯定的な立場から論じたものとして Harrell [2003] や Fink [2005] がある。一方、Oomen [2005] はガチャチャが伝統的な司法のあり方とは異なると指摘し、むしろドナーの意向に引きずられていることに懸念を示す。国際的な人権基準との齟齬を問題視する声は当初から国際社会に強いが (Amnesty International [2002])、ガチャチャがさまざまな問題を孕むものであることを認めながらも、地域住民には「状況に応じた判断を下す能力」(contextual competence) があり、それを過小評価すべきでないという主張する論者もいる (Longman [2006])。ガチャチャには、現政権の中核を占めるルワンダ愛国戦線 (Rwandan Patriotic Front: RPF) が内戦中に犯した人権侵害行為を裁くメカニズムを持たないという根本的な問題があるが (Corey and Joireman [2004], Longman [2006])、さまざまな制約を認めたとうえで、現実的には「よりましな」方法としてこれを選択せざるをえないという声もある (Uvin [2001], Vandeginste [2004])。

こうした先行研究はそれぞれ重要な意義を有するが、総じてガチャチャに関する近年の動きをフォローできていないという欠陥がある。ガチャチャに

関する法律は2001年に制定されたが、その後2004年6月、2007年3月に改正され、犯罪の分類や量刑が変更された。具体的には、拘禁刑に代わって公益労働による刑の執行が大幅に導入された。ガチャチャは2002年からパイロット事業として一部の地方で試験的に行われていたが、全土で本格的に実施されたのは2005年以降、殺人に荷担した容疑者についての判決が開始するのが2006年半ば以降である。上記の諸研究は、おおむねガチャチャが本格的に実施される以前の情報にもとづいており、度重なる法改正や裁判の実態が分析に反映されていない。そのため、ガチャチャが現実のルワンダ社会にどのような衝撃を与え、どのように受け止められているのかは不明なままとなっている。

本章の目的は、法律の変更とフィールドワークによって得られた裁判に関する情報を踏まえて、この疑問に答えることである。とくに、それが農村社会にとってどのような意味を持ったのかを考察する。本章から明らかになるのは、ガチャチャが農村コミュニティの事業というより国家の事業として住民に認識されており、その評価が現政権の評価と密接に結びついていることである。またそれは、内戦によって転換した農村社会の権力構造を維持し、正当化する機能を持っている。

第1節 ガチャチャの制度的枠組み

1. ガチャチャの由来と関連法

本節では、ガチャチャの内容を法律にもとづいて説明する。ガチャチャとは「芝生」あるいは「芝生の裁判」を意味するルワンダ語で、もともとは地域共同体における私的なめ事を裁くシステムを指している。何らかの問題があると、共同体の構成員が集まって芝生に腰を下ろし、直接参加型の討議によってそれを処理したことからこの名がつけられた。伝統的な司法制度と

いう説明がなされることが多いが、植民地期以降は共同体の自主的な司法制度というよりも、公的な司法体系の補完組織として位置づけられており、その意味で国家の統治機構に組み込まれていた (Reyntjens [1990])。また、従来この制度で扱われていたのは、基本的に民事事件であった。虐殺の容疑者を裁くとなれば刑事裁判であり、これまでとは異なる役割が求められることになる。

ガチャチャを利用して虐殺容疑者を裁くという発想がどこに由来するのは、はっきりしない。カレケジらは、1998年以降、当時のビジムング (Pasteur Bizimungu) 大統領のもとで開かれた会合のなかでアイデアが生まれたと述べている (Karekezi et al. [2004: 71])。それに対して、伝統的な制度を利用するというアイデアがドナー側から提案されたと考える研究者もいる (Oomen [2005: 902])。どちらが正しいかは不明だが、ドナー側がガチャチャを含めルワンダの法制度支援に多額の技術的、資金的な援助を実施したことははっきりしている (Oomen [2005: 894-899])。その意味で、新たなガチャチャ制度はドナーの支援と監視を受けて構築されたといえる。ガチャチャが国際的な人権基準から見て問題があるとしても、ドナー側からは資金援助が可能な程度のアカウンタビリティを有する制度だと見なされたということである。

虐殺に荷担した犯罪者の裁判にかかわる主要な法律と、内容の変化に関して簡単に述べておく。内戦時の犯罪を裁くため、政府はまず1996年8月30日付の基本法 No.08/96 (「1990年10月1日以降に犯されたジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を構成する法律違反行為を訴追する組織に関する基本法」 [Organic law on the organization of prosecutions for offences constituting the crime of genocide or crime against humanity committed since 1 October 1990])。以下、1996年法と略す) を制定した。ガチャチャとの関連で重要なのは、この法律において内戦時の犯罪が分類されたことである。1996年法では、内戦時の犯罪が4つのカテゴリーに分けられた。第1カテゴリーはジェノサイドの指導、組織、煽動、第2カテゴリーは殺人、第3カテゴリーは殺人に至らない身体的攻撃、第4カ

テゴリーは物的な損害や略奪である。こうした犯罪区分に応じて量刑が定まるといふ考え方が、この法律で提示された。

ガチャチャの基本的枠組みは、2001年1月26日付の基本法No.40/2000（『ガチャチャ法廷』を設置し、1990年10月1日から1994年12月31日の間に遂行されたジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を構成する行為を訴追する基本法」[Organic law setting up “Gacaca Jurisdiction” and organizing prosecutions for offences constituting the crime of genocide or crimes against humanity committed between October 1, 1990 and December 31, 1994] 以下、2001年法と略す）で定められた。地方行政組織に沿った形でガチャチャ法廷が設置され、もっとも下位の行政単位であるセル（Cellure）のガチャチャ法廷で罪状が決定されること、自らの罪を認めて自白すれば大幅な減刑がなされること、拘禁の代替措置として公益労働が導入されること、ガチャチャは第2～第4カテゴリーを扱い、最高刑は終身刑であることなど³⁾、ガチャチャの大枠がこの法律で決定された。2001年法にもとづいて、同年10月にルワンダ全土で裁判を担う判事（「イニャンガムゴヨ」——後述 [p. 323]）が選出され、いくつかの地域でパイロット事業が実施された⁴⁾。

2004年6月19日付の基本法No.16/2004（「1990年10月1日から1994年12月31日の間に遂行されたジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を訴追し、裁く任務を負ったガチャチャ法廷の組織、権限、機能を定めた基本法」[Organic law establishing the organisation, competence and functioning of Gacaca Courts charged with prosecuting and trying the perpetrators of the crime of genocide and other crimes against humanity, committed between October 1, 1990 and December 31, 1994] 以下、2004年法と略す）において、パイロット事業の結果を踏まえた法改正がなされた。ここで、1996年法で定められた4つのカテゴリーのうち、第2、第3カテゴリーが統合され、犯罪区分は3つに整理された。これによって、第2カテゴリーは殺人罪と殺人未遂罪を含むことになり、自白の有無や時期に応じて量刑が細かく定められた。この2004年法にもとづき、2005年以降ガチャチャが全国で実施されたが、2007年3月1日付でさらに法改正が実施された

(基本法 No.10/2007。「1990年10月1日から1994年12月31日の間に遂行されたジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を訴追し、裁く任務を負ったガチャチャ法廷の組織、権限、機能を定めた2004年6月19日付基本法 No.16/2004を変更し、補足する基本法」[Organic law modifying and complementing Organic Law No. 16/2004 of 19/6/2004 establishing the organisation, competence and functioning of Gacaca Courts charged with prosecuting and trying the perpetrators of the crime of genocide and other crimes against humanity, committed between October 1, 1990 and December 31, 1994 as modified and complemented to date] 以下、2007年法と略す)。この改正では、第1カテゴリーの一部が第2カテゴリーに移され、ガチャチャの審理対象が拡大されたほか、公益労働の量刑に関する規定が詳細に定められた。

2. ガチャチャの目的と仕組み

2001年法、2004年法、2007年法の法律名に明確に示されているように、これらの法律によって規定されるガチャチャは、内戦中のジェノサイド罪と人道に反する罪を裁くことを目的として設置された。ここで注意すべきは、ガチャチャの審理対象が、旧ハビヤリマナ政権(1973~1994年)側が行った犯罪に限定されていることである。つまり、内戦中のRPFの犯罪は扱われない。また伝統的なガチャチャとは目的、機能、権限の点でかなり異なるのが実情である。ここでは、2007年法による改正後の状況を念頭に置いて、ガチャチャの内容について具体的に説明する。

まず、ガチャチャの目的について、法律は和解、正義、不処罰の文化の根絶、社会の再構築といった点を挙げ⁶⁵⁾、国民和解のためにこの裁判制度を用いると謳っている。虐殺に荷担した膨大な数の犯罪者は裁かれねばならないが、ルワンダの司法機構の能力を考えれば通常の司法手続きで裁くのは現実的ではない。一般人を判事とするガチャチャを通じて多数の犯罪者を裁き、同時に量刑減免制度の整備によって国民和解に寄与するという思想である。

ガチャチャの最大の特徴は、セル、セクターという末端の地方行政機構に

並行して法廷が設置され、そこで第1カテゴリーを除くすべての判決が下されることにある。ルワンダの地方行政組織は、州 (Province) - 県 (District) - セクター (Secteur) - セルという構成を取る。2006年の地方行政機構改革により、セル、セクターは統合されて規模が大幅に拡大したが、それ以前の区画に関しては、セルは人口規模1000人程度、セクターは数千~1万人程度である。なお、ガチャチャに関しては2006年以前の行政区画を踏襲し、機構改革の影響は受けないことになっている。あらゆるセルに「セル・ガチャチャ法廷」が、そしてあらゆるセクターに「セクター・ガチャチャ法廷」と「控訴審・ガチャチャ法廷」とが設置され (2004年法第3条)、その数はセル・ガチャチャ法廷が9013、セクターおよび控訴審・ガチャチャ法廷が1545に上った⁽⁶⁾。

セル・ガチャチャ法廷の役割は、犯罪に関する情報を収集し、それにもとづいて容疑者の罪状 (犯罪区分) を決めること、そして第3カテゴリー (物的被害) に関して最終的な判決を下すことである。第1カテゴリーと判断されれば通常の司法プロセスに移されるが、第2カテゴリーと判断されればセクター・ガチャチャ法廷に送られ、そこで裁かれる。第2、第3カテゴリーの判決について不満があれば、セクターレベルに設置された控訴審・ガチャチャ法廷で、裁判のやり直しを求めることができる (2007年法第7~9条)。

セル、セクター、および控訴審のガチャチャ法廷は、それぞれ「総会」 (General Assembly)、「判事団」 (Seat)、「調整委員会」 (Coordination Committee) から構成される (2004年法第5条)。セル・ガチャチャ法廷総会の構成員は、当該セル居住者のうち18歳以上の全員である (同第6条)。セクター・ガチャチャ法廷と控訴審・ガチャチャ法廷の総会の構成は同じで、ともに当該セクターを構成するセル⁽⁷⁾の判事団、セクター・ガチャチャ法廷の判事団、および控訴審・ガチャチャ法廷の判事団からなる (同第7条)。セル・ガチャチャ法廷の判事団は7人 (補欠2人) で、総会から選出される⁽⁸⁾。判事団の構成員は、「イニャンガムガヨ」 (Inyangamugayo。ルワンダ語で「高潔な人」 [persons of integrity] の意) と呼ばれ、その要件として、ジェノサイドに荷担

した過去がないこと、正直なこと、ジェノサイド・イデオロギーに染まっていないことなどが挙げられている⁹⁾。判事団のなかから互選により議長、第1副議長、第2副議長各1人と事務局2人を選出し、この5人が調整委員会を構成する。この5人は全員識字能力を必要とする。調整委員会は、判事団の活動調整や判決にかかわる書類管理などの仕事を行う（同第11、12条）。ガチャチャは毎週1回開催され、出席は住民の義務である。また、ガチャチャ法廷で証言を拒否した場合は1年以下の懲役刑を受ける（同第29条）。

判決までの流れをまとめよう。セル・ガチャチャ法廷の総会で判事（インヤンガムガヨ）を選び、その判事団から選ばれた調整委員会が議事運営を行う。総会で出席者は情報を提供し、当該地域のジェノサイドに関与した容疑者をリストアップする。そのリストにもとづいて、容疑者や証人がセル・ガチャチャ法廷総会に召喚され、彼らに関する証言や総会出席者の質疑応答を経て、判事団が罪状を確定する。罪状が第2カテゴリーの場合は、セクター・ガチャチャ法廷判事団の審議によって判決が確定される。判決に不服の場合は同じセクターの控訴審・ガチャチャ法廷に訴えることができ、再審理が行われる（2004年法第34～36条）。

ガチャチャは2005年初めからルワンダ全土で実施の運びとなったが、2006年半ばまで情報収集期間とされ、もっぱらセルレベルで内戦時の犯罪に関する情報が集められた。この期間中、政府は情報収集のためのノートを配布し¹⁰⁾、セル・ガチャチャ法廷ごとに、内戦時の居住者、内戦時の被害、犯罪行為、犯罪者名などのリストをつくらせた。2006年5月末の段階で81万8564人の名前が容疑者リストに掲載され、うち第1カテゴリー7万7269人、第2カテゴリー43万2557人、第3カテゴリー30万8738人であった¹¹⁾。このリストにもとづき、2006年7月以降セル、セクターのガチャチャ法廷で審理が実施された。審理中に新たな容疑者が判明することもあり、2007年9月末の段階で、セクター・ガチャチャ法廷の審理受付件数は43万8052件となっている。すなわち、第2カテゴリー容疑者としてガチャチャ法廷に出廷を命じられた人数は、ルワンダ全土で40万人を超えるということだ。2007年のルワンダの総人

口は約850万人であることを考えれば、これは膨大な数である。

3. 犯罪区分と量刑

これまで、第1～第3カテゴリーについて大まかに論じてきたが、とくに第2カテゴリーは詳細な犯罪区分とそれに応じた量刑が定められている。それを整理しておこう。

表1に、犯罪の分類を示す。上述したように、犯罪分類は徐々に変化している。第2カテゴリーの(1), (2), (3)は、2007年法で第1カテゴリーから移されたものである。また、同じく第2カテゴリーの(6)は2004年法による改正まで第3カテゴリーであった。法改正を重ねるにつれ、第2カテゴリーで扱う犯罪の範囲が広がっている。

次に、犯罪区分に応じた量刑について整理する。表2に示す通り、犯罪区分と自白のパターン（自白の有無、自白した時期）によって、量刑がほぼ自動的に決まる仕組みになっている。逆に言えば、さまざまな正当化事由や責任能力の有無を議論する余地が狭い。

量刑について、2点付随的に述べておく。第1に、すでに拘置された期間の扱いである。ガチャチャの判決では、それまで拘置された期間を懲役刑に服したと見なしている。したがって、ガチャチャを受けるまでの拘置期間が長ければ、判決を受けた時点で刑期が終了することも少なくない。内戦終了後、RPF政権は虐殺に関与した容疑者を次々に逮捕したが、彼らのほとんどは裁判を受けぬまま刑務所に拘置されてきた。ガチャチャの本格実施によってようやく彼らは裁判を受ける機会を得た。内戦が終わってからすでに14年が経過した現在、拘置期間を勘定に入れることで、ガチャチャの判決がそのまま刑期満了を意味するケースも多い。

第2に、公益労働の扱いである。自らの犯した罪について自白すれば刑期を大幅に短縮し、また刑期のうち半分の期間は刑務所から釈放して公益労働に従事させるという考えは、2001年法ですでに示されていた。しかし、それ

表1 1990年10月1日から1994年12月31日までに遂行されたジェノサイド罪およびその他の人道に反する罪の分類

第1 カテゴリー	<p>ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を計画、組織、煽動、監督した者、またその首謀者。共犯者も含む。</p> <p>(1)国家、州、準州、コミュニンレベル*、政党、軍、憲兵隊、コミュニン警察、宗教団体、民兵組織のなかで指導的地位にあり、これらの罪を犯すか、他人を促して罪を犯させた者。</p> <p>(2)強姦や性器官に対する拷問を行った者。共犯者も含む。</p>
第2 カテゴリー	<p>(1)殺戮や過度に邪悪な行為によってよく知られた殺人者。共犯者も含む。</p> <p>(2)拷問を行った者。相手が死に至らない場合も、また共犯者も含む。</p> <p>(3)死体に対して非人間的な行為を行った者。共犯者も含む。</p> <p>(4)意図した殺人、あるいは結果として殺害に至る攻撃を行った者とその共犯者。</p> <p>(5)殺人を意図して攻撃したが、被害者が死亡しなかった場合。</p> <p>(6)殺害する意図なく、他者を攻撃するか、攻撃を助けた者。共犯者も含む。</p>
第3 カテゴリー	<p>財産に対する攻撃だけを犯した者。ただし、この基本法実施時点で、被害者あるいは公的機関と和解の合意が成立した者については、同じ事実について起訴されることはない。</p>

(出所) 2007年3月1日付基本法No.10/2007 (「1990年10月1日から1994年12月31日の間に遂行されたジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を訴追し、裁く任務を負ったガチャチャ法廷の組織、権限、機能を定めた2004年6月19日付基本法No.16/2004を変更し、補足する基本法」) 第11条。

(注) *準州、コミュニン (Commune) はいずれも1994年当時存在した地方行政機構。州より小さく、セクターより大きい単位である。

表2 犯罪区分と対応する量刑

第1 カテゴリー	<p>1. 自白、罪の認知、改悛、謝罪を拒否した者、また自白、罪の認知、改悛、謝罪が拒絶されたとき、死刑もしくは終身刑*。</p> <p>2. 容疑者リストに掲載された後で自白、罪の認知、改悛、謝罪をした者は、25~30年の懲役刑。</p> <p>3. 容疑者リストに掲載される前に自白、罪の認知、改悛、謝罪をした者は、20~24年の懲役刑。</p>
第2 カテゴリー (1)(2)(3)	<p>1. 自白、罪の認知、改悛、謝罪を拒否した者、また自白、罪の認知、改悛、謝罪が拒絶されたとき、懲役30年か、終身刑*。</p> <p>2. 容疑者リストに掲載された後で自白、罪の認知、改悛、謝罪をし、それが受け入れられた者は、25~29年の懲役刑。ただし、 a) 刑期の3分の1は刑務所に収監され、</p>

第2カテゴリー (4)(5)	<ul style="list-style-type: none"> b) 刑期の6分の1は執行猶予期間とされ、 c) 刑期の2分の1は公益労働に従事する。 <p>3. 容疑者リストに掲載される前に自白、罪の認知、改悛、謝罪をした者は、20～24年の懲役刑。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 刑期の6分の1は刑務所に収監され、 b) 刑期の3分の1は執行猶予期間とされ、 c) 刑期の2分の1は公益労働に従事する。 <p>1. 自白、罪の認知、改悛、謝罪を拒否した者、また自白、罪の認知、改悛、謝罪が拒絶されたとき、15～19年の懲役刑。</p> <p>2. 容疑者リストに掲載された後で自白、罪の認知、改悛、謝罪をし、それが受け入れられた者は、12～14年の懲役刑。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 刑期の3分の1は刑務所に収監され、 b) 刑期の6分の1は執行猶予期間とされ、 c) 刑期の2分の1は公益労働に従事する。 <p>3. 容疑者リストに掲載される前に自白、罪の認知、改悛、謝罪をし、それが受け入れられた者は、8～11年の懲役刑。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 刑期の6分の1は刑務所に収監され、 b) 刑期の3分の1は執行猶予期間とされ、 c) 刑期の2分の1は公益労働に従事する。
第2カテゴリー (6)	<p>1. 自白、罪の認知、改悛、謝罪を拒否した者、また自白、罪の認知、改悛、謝罪が拒絶されたとき、5～7年の懲役刑。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 刑期の3分の1は刑務所に収監され、 b) 刑期の6分の1は執行猶予期間とされ、 c) 刑期の2分の1は公益労働に従事する。 <p>2. 容疑者リストに掲載された後で自白、罪の認知、改悛、謝罪をし、それが受け入れられた者は、3～4年の懲役刑。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 刑期の3分の1は刑務所に収監され、 b) 刑期の6分の1は執行猶予期間とされ、 c) 刑期の2分の1は公益労働に従事する。 <p>3. 容疑者リストに掲載される前に自白、罪の認知、改悛、謝罪をし、それが受け入れられた者は、1～2年の懲役刑。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 刑期の6分の1は刑務所に収監され、 b) 刑期の3分の1は執行猶予期間とされ、 c) 刑期の2分の1は公益労働に従事する。
第3カテゴリー	賠償。

(出所) 2007年3月1日付基本法 No.10/2007 (「1990年10月1日から1994年12月31日の間に遂行されたジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を訴追し、裁く任務を負ったガチャチャ法廷の組織、権限、機能を定めた2004年6月19日付基本法 No.16/2004を変更し、補足する基本法」) 第13、14条などから筆者作成。

(注) *2007年7月、ルワンダは死刑を廃止した。

が具体的かつ詳細に、犯罪区分と対応する形で提示されるのは、2007年法においてである。自白した場合、公益労働は懲役期間の半分と定められ、また刑の執行は公益労働から開始される。つまり、たとえば懲役12年の判決を受けた場合、まず6年の公益労働から刑が執行されることになる。自宅から公益労働を行う場合、1週間に3日の労働が義務づけられている。そのほか、キャンプに拘留して公益労働を行わせることもあるが、この場合は週6日労働し、2倍の期間公益労働に従事したと勘定する。ただし、公益労働の本格的な実施は2007年9月以降であり、実施体制は十分整えられていない。2007年11月の現地調査時には、セルやセクターの行政幹部が道路舗装や家屋建設などの労働を割りあてていたが、政府や県レベルで統一的政策は打ち出されていなかった¹²⁾。

第2節 ガチャチャのコンテキスト

ガチャチャの評価について考えるとき、その法的、制度的性格の把握とともに、それがどのような政治的文脈に置かれてきたのかを検討する必要がある。ある政治制度の社会的意味を知るためには、公的な機能だけでなく、それが置かれた政治的文脈を考慮に入れなければならない。制度が人びとにとってどのような意味を持つかは、それが置かれた政治的文脈に依存するからだ。移行期正義について検討する際には、とりわけこの点に留意すべきである。前節で検討したガチャチャの法的性格が人々にとっていかなる意味を持つかは、それを取り巻く政治状況を踏まえて考えなければならない。本節では、ガチャチャがどのような政治状況のなかで選択され、実施されたのか、内戦前後のルワンダ政治から検討する。

1. 内戦の性格

1990年10月、RPFの侵攻によって、ルワンダで内戦が勃発した。RPFは、独立前後にルワンダを追われたトゥチ（Tutsi）難民が中心となってウガンダで結成された反政府武装勢力である（武内 [2004]）。RPFにはハビヤリマナ政権に不満を持つフトゥ（Hutu）も参加していたが、政権側はRPFをトゥチと同一視してエスニックな対立を煽り、内戦勃発以降国内で散発的にトゥチの虐殺事件が起こっていた¹³。こうした事件は一般に、地方行政機構の長の煽動によるものだった（Association rwandaise pour la défense des... [1992]）。一方、RPFについても、北部占領地域などで人権侵害事件を起こしたことが報告されている（Human Rights Watch [1999: 701-722], Umutesi [2004: 23-32]）。

1994年4月6日のハビヤリマナ（Juvénal Habyarimana）大統領暗殺を契機とする大虐殺（ジェノサイド）については、すでに多くの研究蓄積がある（武内 [2003, 2007]）。RPFのシンパだという理由でトゥチに対する無差別殺戮（そしてフトゥに対する選別的な殺戮）が行われたのであるが、本章の文脈で重要な特徴は次の3点である。

第1に、虐殺が当時の政権によって公認され、推進されたことである。ハビヤリマナ政権の中枢に位置し、大統領の死後に政権を掌握した急進派が大量殺戮に最大の責任を負うことは間違いない。第2に、膨大な数の民間人が何らかの形で殺戮に関与したことである。第3に、彼らの多くは地方の有力者に動員されただけであり、必ずしもトゥチへの憎悪にもとづき熱心に殺戮に従事したわけではなかったことである。膨大な数の人々が殺人の罪を負うとしても、彼らは特殊な状況下で殺人に荷担したと言える。また、殺人は通常、「イビテロ」（*ibitero*）と呼ばれる集団の攻撃によって行われた。集団を率いていた者がもっとも重罪だが、彼らは必ずしも自ら殺人を犯してはいない。その一方で、集団に加わっていても、何もせずついて行っただけの者もいる。集団内の多様な罪をどのような基準で裁くかは、難しい問題である。

内戦と虐殺は、1994年7月にRPFの軍事的勝利によって終結する。この紛争の終わり方は、移行期正義のあり方に大きく影響した。これによって、RPFは内戦時の人権侵害の処理として裁判を利用する強いインセンティブを得た。前政権の悪行を徹底的に裁くことが、自らの正統性を高めるからである。さらに、ルワンダの大量虐殺が国際社会からジェノサイドだと認識されたことで、「ジェノサイドを止めた」RPF政権の評判を高める一方、ほとんど無力だった国際社会には贖罪意識が生まれ、ICTRの設立につながった。

2. 内戦後の状況

ルワンダをめぐる内戦後の状況も、ガチャチャの制定やその変化に大きく影響している。政権に就いたRPFは、虐殺に荷担した容疑者を次々に逮捕し、刑務所に拘置した¹⁴⁾。その数は12万人に達し、刑務所の収容定員を大幅に超えた¹⁵⁾。その一方で、国内の司法プロセスは崩壊し、もともと少ない法律家が虐殺され、あるいは国外逃亡していた。刑務所には膨大な数の容疑者が裁判も受けられぬまま収容されていた。

彼らの処理をICTRに託すことはできなかった。ICTRの設置要請はそもそも1994年4月にRPFが行ったものだが(Morris and Scharf [1998: Vol.1, 62])、実際に国連安全保障理事会決議955(1994年11月8日)によって設置が決定された際、当時安保理理事国だったルワンダは反対票を投じている。いくつかの反対理由が挙げられているが(小長谷 [1999: 121-122])、もっとも重要なのは国連とRPF政権との相互不信であろう¹⁶⁾。設立以来、ICTRとRPFとは基本的に緊張関係にあり、前検事総長のデル・ポンテ(Carla Del-Ponte)が内戦時のRPFの人権侵害行為をICTRで取り上げる意向を示した際にはとくに悪化した¹⁷⁾。ルワンダ政府としては、ICTRに依存しない形で自ら虐殺容疑者を裁く必要があったし、ICTRが起訴し、審理できる容疑者が少数にとどまることは当初からはっきりしていた¹⁸⁾。さらに、ICTRの活動は2010年に終了することが予定されている。ルワンダ政府は、ICTRとは別の形で、

国内の膨大な虐殺容疑者と向き合わざるをえなかった¹⁹⁾。

拘留している容疑者の処遇は、ルワンダ政府にとって重荷であった。刑務所の収容能力をはるかに超える規模の容疑者に対しては、国際赤十字などの国際機関が支援の手を差し伸べ、食料援助を政府に提供してきた。しかし、内戦終結から時間が経ったこともあって、2000年代になると徐々に支援が打ち切られるようになった。食料援助が打ち切られれば、膨大な容疑者を刑務所に抱える負担を政府が引き受けることは不可能である。以上のような内戦および内戦後の状況のなかで、ガチャチャという移行期正義の方法が選択され、被告をなるべく刑務所に収監しないための方策が考案されていったのである。

内戦後のルワンダには、内戦の勝利者 RPF が主導する政権が誕生した。RPF 政権は、とくに英米の支援を受け、経済成長と治安の安定を実現した。内戦で極度の政治経済的混乱に陥ったルワンダだが、その後は比較的順調な経済成長を続け、治安も改善している。一般的な犯罪も比較的少なく、外国人が市中で襲われるといった事件もほとんど耳にしない。

しかし、その一方で政権の強権化も指摘されている。内戦後の RPF 政権には、ビジムグ大統領をはじめ、重要なポストにフトゥが参画していたが、彼らはその後次々とパージされた²⁰⁾。現政権の中核は、ウガンダからの帰国組を中心とする少数グループに占められている (Dorsey [2000])。2003年には大統領選挙と国会議員選挙が実施されたが、選挙前にフトゥを基盤とする最有力政党「共和民主運動」(Mouvement Démocratique Républicain: MDR) は解散を命じられ、カガメ (Paul Kagame) 現大統領の対抗馬と目されたフトゥのトゥワギラムング (Faustin Twagiramungu) は露骨に選挙運動を妨害された。投票の結果、カガメが95%以上の得票率で大統領に選ばれた。軍政から民政へ移行したとはいえ、RPF に対抗する有力な野党は存在せず、メディアによる政権批判も難しい。

さらに、ガチャチャと並行して、「ジェノサイド・イデオロギー」撲滅を掲げたキャンペーンが実施されたことにも注意すべきである。『ルワンダ

『ジェノサイド・イデオロギーとその撲滅戦略』と題する300ページ以上の報告書が2006年に上院によって取りまとめられ (République du Rwanda, Sénat [2006]), 思想統制が進められている²⁰⁾。ガチャチャはこうした状況下で実施されており, 政権からは思想統制の手段として利用されている側面もある。人々のガチャチャに対する認識や評価は, 以上の政治的文脈を考慮に入れて考察する必要がある。

第3節 ガチャチャの実態——南部Gセルの事例——

ガチャチャは2005年初めから全土で実施され, 2006年半ば以降第2カテゴリーの容疑者を対象に判決が下され始めた。判決の速度は大方の予想を上回り, 2007年中には第2カテゴリーの処理がおおむね終了した。筆者は, ここ数年来毎年ルワンダを訪れ, ガチャチャの視察と関係者への聞き取りを続けてきた。とくに, 2007年11月の現地調査では, 1999年以来継続して調査している地域 (南部州Gセル) でガチャチャ裁判の記録を閲覧する機会に恵まれた。本節では, この裁判記録を分析し, ガチャチャが実際どのように進められているのかを検討する。

1. データについて

Gセルは, 南部の都市ブタレ (Butare) 近郊に位置し, 2006年現在の人口は4479人である²²⁾。2006年の地方行政機構改革前は同じ領域がセクターであり, 4つのセルから構成されていた。したがって, 現在のGセル内には4つのセル・ガチャチャ法廷と, セクター・ガチャチャ法廷および控訴審・ガチャチャ法廷がひとつずつ設置されている。第2カテゴリー容疑者に対する判決は2006年7月から下され始め, 11月10日現在の審理終了件数は628件であった。審理総数は650件と見込まれており, 2007年11月末にはすべて終了す

る予定であった。筆者が閲覧できた裁判記録は、セルから上部機関に宛てて毎週提出される報告書（およびその写し）で、容疑者の氏名や判決内容など、毎週のガチャチャの記録をまとめたものであった。共同研究者のJ・マララ（Jean Marara）・ルワンダ科学技術研究所研究員の助力を得て、筆者は520件の裁判記録を収集した。審理総数が650件であるから、この記録はGセルで実施されたガチャチャ裁判の8割程度をカバーし、そこでのガチャチャの実態を知るには有益である。

最初にデータの制約について説明しておく。これには2つの側面がある。まず、データの正確性にかかわる問題である。報告書は手書きであり、とりわけ写しの場合はきわめて読みづらい。2割の記録が欠落しているのは保管状況が不完全だからで、提出されたはずの報告書類が事務所に見あたらない²³。報告書の書式はしばしば変更され、時には一審と控訴審の記録が区別なく記載されている。筆者らは、適宜セルの事務局長（secrétaire exécutif）²⁴ 問い合わせるなど記録の精度を高めるよう努力したが、完全に正確な資料とは言えない。

第2に、データの地域性にともなう制約である。ガチャチャをめぐる状況には地域によってかなりの差があるため、本節の分析をどの程度一般化できるかについて注意が必要である。内戦の展開は地域ごとに大きく異なっていたし、もともとのトゥチの人口比も異なる。どの地域でもトゥチが殺戮の標的となったことは同じだが、RPFによる人権侵害の度合いやサバイバー（虐殺を逃れたトゥチの生き残り）の割合は大きく異なる。これは、住民のガチャチャの捉え方に影響する。また、内戦後の帰還難民の流入も地域によって大きく異なる。Gセルが位置するブタレ近郊農村は、もともとトゥチの人口比率が高く、内戦の際はRPFの進攻が遅れた地域である。住民の多くは、RPFによる人権侵害を直接経験していない。また、内戦後の帰還難民の流入は比較的少なく、内戦前からの居住者が大半を占めている²⁵。

Gセルでは、行政幹部やガチャチャ判事団におけるサバイバーの影響力が強い。行政幹部についていえば、セル長もセル事務局長もサバイバーである。

また、2001年に初めて判事の選挙があったときにはかなりの数のフトゥ住民が判事に選ばれたが、ガチャチャに召喚されるなどして彼らは次々に更迭され、2007年11月の段階では判事団の大半がサバイバーであった。こうした特徴は、トゥチ人口が比較的多く、帰還難民の流入が相対的に少ない南部において、ある程度共通すると考えられる。

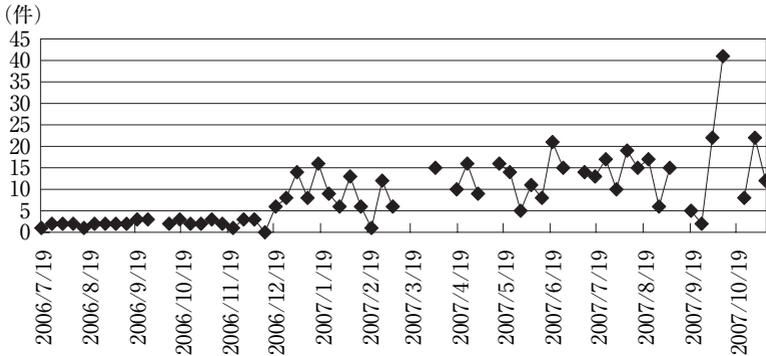
2. ガチャチャの実態

以上の制約条件を念頭に置きつつ、データの分析を行う。まず、ガチャチャのペースについて見よう。図1に、ガチャチャ法廷の判決がどのようなペースで下されてきたかを示す。先述したように、2006年半ばに始まった第2カテゴリーに関するガチャチャの審理は、2007年中にはほとんど終了した。Gセルにおいても、2007年11月の調査時には、当月末までに終わると見られていた。判決数の推移を見ると、2006年には毎週5件未満だったのに対して、2007年に入る頃から審理がスピードアップし、毎週10～15件の判決が出されるようになったことがわかる。2007年に入る頃から、ルワンダ政府がガチャチャのスピードアップに向けて働きかけを強めたと言われ、それが反映されたものと考えられる。

次に、判決内容を見ると、520件の判決の内訳は、第一審が438件、控訴審が82件であった。控訴審の判決かどうか報告書に記載されていないこともあったが、その場合は氏名や判決日を照合するなどしてケース・バイ・ケースで判断した。それぞれの判決内容の内訳と、最終的な判決結果の内訳を表3に示す。表3の「最終結果」とは、第一審の結果と控訴審の結果を合わせ、控訴審で結審した事例については第一審の判決を除いたものである。データが不完全であるため、第一審の審理件数と最終結果の件数とが一致していない。それでも、表3から無罪判決が相当多いことがわかる。第一審で4分の1が無罪判決を受けており、控訴審では半分が無罪である。第2カテゴリーの容疑者に関する判決だから、結果として第2カテゴリーが多くなるのは当

図1 ガチャチャ審理件数

(Gセル。2006年7月～2007年11月7日)



(出所) Gセルの裁判記録から筆者作成。

(注) (1)線が連続していない箇所は、データが取れなかったものである。

(2)X軸の日付目盛りは、最初に判決が出た日から1カ月ごとに刻まれている。

表3 Gセルにおけるガチャチャ判決結果 (2006年7月19日～2007年11月7日)

	第1カテゴリー	第2カテゴリー	第3カテゴリー	その他	無罪	合計
第一審	6	269	47	8	108	438
	1.4%	61.4%	10.7%	1.8%	24.7%	100.0%
控訴審	0	32	7	2	41	82
	0.0%	39.0%	8.5%	2.4%	50.0%	100.0%
最終結果	5	237	52	12	145	451
	1.1%	52.5%	11.5%	2.7%	32.2%	100.0%

(出所) Gセルの裁判記録から筆者作成。

然だが、控訴審の場合は無罪判決の数がそれを上回っている。また、審理の結果、第3カテゴリーや第1カテゴリーに分類されるなど、犯罪区分が変更されることもしばしばある。

無罪判決の多さには、いくつかの理由が考えられる。ガチャチャの情報収集では厳密な証拠が要求されるわけではなく、「誰々が虐殺に参加していたと聞いた」といった程度の話でも容疑者リストに記載され、ガチャチャに召喚される。無罪が多いのは、判決に際して人々の証言が正当に考慮されている証左ともいえる。また、それはルワンダ虐殺の遂行方法とも関連している。

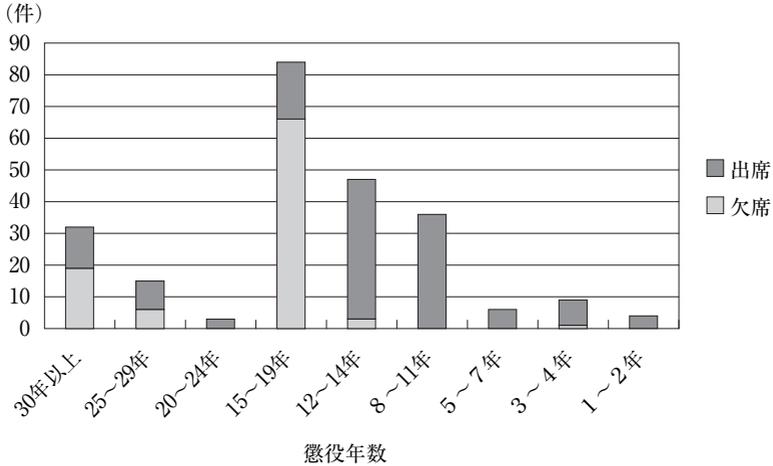
虐殺の際、農村部ではタッチに対して集団での襲撃（イビテロ）が行われた。襲撃は数十人以上の集団で行われるから、そこに誰が参加していたのか、どんな役割を担っていたのかはわかりにくい。法律では共犯者も同罪とされ、襲撃に参加しただけで殺人罪が適用されることになっているが、実際の判決で有罪と無罪の線引きは困難と思われる。

さらに、とくにサバイバーは、無罪にする政治的圧力や謀議があったと強調する。国際機関の食料援助打ち切りによって刑務所の収容能力が下がったため、政府はなるべく刑務所に送らないよう指導しているとの主張をしばしば耳にした⁹⁶。また、容疑者間で無罪となるよう口裏合わせをしていると指摘する判事もいた。この点に関する真偽は確認できないが、公益労働を取り入れて、被告をなるべく刑務所から出す方針を政府が取っていることを人々は認識している。それが、とくにサバイバーにとっては、「判決が甘くなっている」という不満につながるようだ。

第2カテゴリーの内訳をより詳細に検討しよう。図2は、最終的に第2カテゴリーの判決が下った237件のうち、量刑が不明な1件を除いた236件について、懲役年ごとに分類したものである。また、判決の際に、被告が裁判に出席したか、欠席したかも同時に示してある。懲役年の区分は、表2（pp. 326～327）に示した犯罪類型との対応に合致している。すなわち、30年以上の懲役刑であれば、第2カテゴリー(1), (2), (3)のいずれかで、自白をしなかった（あるいは自白が虚偽だとして拒絶された）ケースと見なすことができる。

図2から、Gセルのガチャチャ裁判について、いくつかの重要な特徴を読み取ることができる。まず、判決のなかで圧倒的に多いのは懲役8～19年、すなわち第2カテゴリー(4), (5)の犯罪類型で、第2カテゴリー全体の7割を占める。これは通常の殺人罪なので、その数が多いことはとくに驚くにあたらない。その内訳を見ると、もっとも多いのは懲役15～19年で、これは自白をしないか、拒否されたケースにあたる。他方、自白が認められたケースが、懲役8～11年と12～14年である。前者も後者も同じ第2カテゴリー(4), (5)の犯罪類型だが、実質的な量刑は大きく異なる。自白が認められれば刑期の半

図2 第2カテゴリー判決内訳（全236件）と被告の出欠席



(出所) Gセルの裁判記録から筆者作成。

分は公益労働で代替され、しかも刑の執行は公益労働から開始されるから、即座に釈放される。しかし、懲役15年以上となれば公益労働による代替措置は適用されず、刑期のすべてを刑務所で拘禁される。図2から、懲役15年以上の判決を受けた被告のうち相当程度（84件中66件）が裁判を欠席していることがわかる。つまり、彼らはガチャチャに出席せず、この地域から逃亡したのである。ガチャチャに出席しなければ、自白しなかったと見なされ、懲役15年以上の判決が下る。ガチャチャの実施にともなって、相当数の逃亡が生じている。

第4節 考察——ルワンダ農村社会にとってのガチャチャ——

最後に、これまでの議論を踏まえつつ、現時点でガチャチャをどのように評価できるか考察する。ここではとくに、ガチャチャが実施される場であり、またガチャチャの主体とも言える農村社会の側から、それがどのように見え

るのかを検討することで、その評価について考えたい。ただし、実態調査がなお不十分であるだけに、暫定的な考察にとどまらざるをえないことを断っておく。

ガチャチャは、強烈な衝撃をルワンダ社会に与えている。第2カテゴリーに関するガチャチャ法廷は2007年末でほぼ終了したが、その審理件数は全国で40万を超えた。ルワンダの総人口は850万人程度である。1994年の虐殺への関与という点でいえば、850万人のうちかなりの部分は当時未成年であったり、国外に在住していたりで自動的に除外されるだろう。つまり、当時国内にいた人々の相当部分が虐殺への関与を疑われているということだ。人口約4500人のGセルでは、650件の審理があった。2007年11月に筆者が訪問した際、1999年以来調査している約25の世帯のうち、2世帯で世帯主が逮捕、収監されており、そのほかに2人の世帯主が約6カ月間刑務所で拘禁され、その後控訴審で無罪と認められて出所したばかりだった。

1. 農村社会におけるガチャチャの評価

ガチャチャは、農村社会でどのように評価されているのだろうか。人びとの本当の意見を知ることは、それほど簡単ではない。先述したルワンダの政治的コンテキストのなかで、おおびらにガチャチャに反対することは政治的危険をとまなうからである。ガチャチャに対する不満をもっとも声高に表明するのはサバイバーである。虐殺の犯人に対する処罰が軽すぎる、政府の方針がしばしば変わり、処罰が軽減化されている、といった不満を彼らは口ににする。ただし、サバイバーの多くは、政府の方針に理解を示す。食料援助が打ち切られた以上、刑務所に多くの囚人をとどめておくことはできない。家族のうち誰かが収監されれば、その援助のために家族全体が困窮するから、そうした家族が増えることは望ましくない、と彼らは述べる。不満はあるが、政府の方針である以上、受け入れるしかないというのが、多くのサバイバーの立場である。サバイバーはRPFの支持基盤であり、内戦後のルワンダで

はある種の特権的な位置にある。ガチャチャへの不満は、彼らの立場ゆえに表明できる側面があるし、彼らもガチャチャを止めてしまえと主張しているのではない。

釈放され、農村で公益労働に従事する被告たちにガチャチャをどう思うか尋ねたところ、彼らは一様に、刑務所より公益労働がましだと述べ、ガチャチャを称賛した。この点は理解しやすい。誰であれ、刑務所で禁固刑に処されるよりも、自宅で生活できる公益労働の方が望ましいと思うだろう。公益労働に従事する人々はすでに自らの罪を認めているわけだから、ガチャチャ法廷への不満を口にしないのは当然といえる。ただし、公益労働は2007年9月に始まったばかりであり、今後は不満が表出するかも知れない。週3回の公益労働は多すぎる、できれば週2回にしてほしいという声はすでに聞かれた。

農村人口でもっとも多数を占めるのは被告以外のフトゥの農民だが、彼らもガチャチャを肯定的に評価することが多い。彼らとの対話のなかで、本当は不満だが政府が怖いので素晴らしいと発言しているという印象を筆者は受けなかった。これは、後述する現政権への一定の評価に加え、個々の裁判が適正に実施されていると彼らの多くが判断しているからだろう。表3の無罪判決の多さに関連して述べたように、住民の多くは個々の判決の結果についてはおおむね妥当だと考えている²⁷⁾。その一方で、ガチャチャへの不信感を表す者もいる。たとえば、Gセルでもっとも豊かな農民の一人は、婉曲な表現でガチャチャを批判した。彼にガチャチャをどう評価するか尋ねたところ、鼻で笑って一言こう答えた。「ガチャチャは政治だ」。この言葉は意味深長である。彼は言外に、ガチャチャはRPF主導の現政権が推進する事業であり、政権の意向に沿って実施されるものであるから、自分たちがそれに意見することは無意味だと述べたのである。

農民たちは、ジェノサイドを裁く今日のガチャチャのことを「ガチャチャ・ヤ・レタ」(“Gacaca ya leta”。「国のガチャチャ」の意味)と呼び、昔から行われてきたガチャチャのことを「ガチャチャ・ヤ・ケーラ」(“Gacaca ya

keera”。「昔のガチャチャ」の意味)と呼んで、両者を区別する。現在行われているガチャチャは、現政権が推進する国家の事業として理解されているのである。こうした状況において、ガチャチャの評価は現政権の評価と密接に結びついていると考えてよい。農村でガチャチャが総じて肯定的に評価されるのは、先述した個々の裁判の妥当性に加えて、農民たちが治安の維持と経済の安定に一応の成功を取めた現政権を一定程度評価しているためでもあろう。その一方で、「ガチャチャは政治だ」という言葉からうかがえるように、RPFの戦争犯罪がガチャチャ法廷の対象から完全に排除されていること、すなわちガチャチャがRPFによる「勝者の裁き」の域を出ないことも、農民たちは理解している。

ルワンダ農村社会には多様な感情が存在する。サバイバーがガチャチャへの不満を口にするからといって、彼らが現政権に大きな不満や不信を持っているわけではない。一方、ガチャチャを賞賛する受刑者が、どの程度現政権を支持しているかは不透明である。ガチャチャが「勝者の裁き」であることを理解している彼らは、政権への不信感を内在化させている。当面黙々と公益労働に従事するとしても、仮にRPFが主導する政権が不安定化したり、景気が悪化して生活が苦しくなれば、ガチャチャに対する見解も反転し、RPF側の犯罪が裁かれないことへの不満が噴出する可能性がある。人口の大半を占める一般のフトゥ農民も、それに似た感情を持っていると考えられる。内戦後の生活がよくなっているからとくに文句は言わないが、この先どうなるかは政権運営次第だということであろう。ガチャチャに対する評価は、それを取り巻く政治的コンテクストと不可分なのである。

2. ガチャチャと和解

ガチャチャは、膨大な数の民間人が関与した大虐殺の後で、その過去を処理するために設置された制度である。政府が法律の目的に掲げるように、ガチャチャには紛争後の社会で国民和解をどのように進めるかという問題意識

が反映されている。果たしてガチャチャは農村社会の和解に資すると言えるのだろうか。

農村社会における和解という観点から興味深いのは、量刑の取扱いである。ガチャチャの量刑に関しては、前節において、第2カテゴリー(4)、(5)が犯罪区分としてはもっとも多く、そこでは自白の有無によって量刑に顕著な差異が生じていることを指摘した。単なる懲役期間の差ではなく、公益労働が認められるか否かによって、拘禁期間に大きな差が生じ、実質的な量刑の重さが著しく異なってくる。

この点を農民たちは、「何人殺しても自白すれば公益労働6年。殺したのが1人だけでも自白しなければ禁固19年」なのだと説明する。虐殺を主導した人々や極端な凶悪犯は別にして（彼らは第1カテゴリーや第2カテゴリー(1)、(2)、(3)に分類される）、通常の殺人罪の場合、殺人の数は罪状の確定にあまり影響しない。自白すれば懲役8年から14年となるから（懲役12年というケースがもっとも多い）、当面は刑務所に収監されず6年程度の公益労働をすればよいし、公益労働を真面目にやれば禁固刑は免除されると一般に考えられている。それに対して、自白しなければ公益労働は認められず、懲役19年の判決が出ることが多い。その間刑務所に収監されるわけである。

ここでは、何人虐殺したかが問われるのではなく、自分の罪を認めるか否かが問われている。換言すれば、「国のガチャチャ」の権威を認め、そこで自分の罪を認めれば、大幅に減刑したうえで農村社会への復帰を許可するという仕組みである。すなわち、「国のガチャチャ」は、内戦とRPFの軍事的勝利によって革命的に変化した農村社会の権力関係を前提として、旧政権に煽動された罪人をそこに再統合するための条件として機能しているのだ。ガチャチャを推進する政府としては、こうして人々が新たな秩序を認めたとうえで農村社会に戻れば、時間とともに和解が促進されると考えているのだろう。

村にとどまって公益労働に従事する人々は、こうしたガチャチャの仕組みを受け入れている。しかし、それを拒否する者も少なくない。ガチャチャへの拒否は、現在のところ、あからさまな不満の表明ではなく、逃亡という形

で表出している。逃亡は、直接的にはガチャチャの刑罰に対する恐怖に由来するが、その背後には内戦後に成立した新たな秩序、そして「国のガチャチャ」の政治性に対する拒否を見てとることができる²⁸。

ガチャチャはルワンダ農村社会に激しい衝撃を与えたが、その衝撃は今のところ暴力的な動乱として表出してはいない。サバイバーの不満も、フトゥ側の不満も、反政府運動として表面化する気配は今のところない。現政権が農村社会の掌握にさしあたり成功し、また農村社会の側も政権を一定程度評価していることがその理由であろう。しかし一方、ガチャチャにともなう逃亡者は、内戦後の新秩序を受け入れない者が多いことを象徴的に示している。ガチャチャの評価が政権の評価と連動している以上、それによって農村社会の和解が進むかどうかは、結局のところ、今後の政治運営が国民から評価されるかどうかにか依存している。したがって、ガチャチャの審理が終了したとは言え、それが決して過去の問題になりえないということもまた、はっきりしている。

[付記]

本稿執筆後の2008年8月、筆者はルワンダに現地調査に赴き、第1カテゴリーの容疑者もガチャチャで裁くなど、制度がさらに変更されたことを知った。しかし、そうした情報をすべて本稿に盛り込むことはできず、それを含めた分析は改めて別稿で行いたい。本稿の情報は、基本的に2007年11月段階のものである。

[注] _____

- (1) 移行期正義の定義については、序章で述べた通りである。UN [2004: par.8] 参照。
- (2) 周知のように、真実和解委員会については類似した取組みが少なからぬ国々で実施されている（ハイナー [2006]）。
- (3) 第1カテゴリーはガチャチャではなく通常の司法手続きに従って裁かれるが、そこでの最高刑は死刑であった。しかし、ルワンダ政府は2007年7月に

死刑を廃止した。

- (4) 2002年から、全国で12のセクター、73のセルで実施された。セクターは、各州およびキガリ市からひとつずつ選ばれた（地方行政単位については後述する）。
- (5) 2001年法と2004年法では、ガチャチャの目的について次のように記されている。「ルワンダにおける正義と和解のために不処罰の文化を永久に根絶すること、そして殺戮実行者とその共犯者に関して、単に彼らを処罰するだけでなく、社会の一構成要素の殺戮を鼓舞した悪い指導者によって傷ついたルワンダ社会の再構築のために、彼らの速やかな訴追と審理を可能とする準備を整えることを考慮し、」（いずれも前文）。
- (6) 2007年11月21日、国家ガチャチャ法務局（National Service of Gacaca Court）での聞き取り。
- (7) 通常、ひとつのセクターは4～5のセルから構成される。
- (8) 2001年法第6条では24人、2004年法第8条では9人（補欠5人）と規定されていたが、2007年法第1条でこの数字に落ち着いた。「イニャンガムガヨ」にかかわる条件のため、規定の人数を集めることが難しかったためであろう。
- (9) 2007年法第3条。2007年法で、ジェノサイド・イデオロギーに関する条項が加わった。この点については第2節で述べる。
- (10) ノートの内容は Republic of Rwanda [2004] 参照。文献リストに挙げたこのノートは英語で記載されているが、実際のガチャチャ法廷ではルワンダ語で説明が書かれたノートが配布された。
- (11) 2007年11月21日、国家ガチャチャ法務局での聞き取り。これは2005年1月15日から2006年5月31日までによりリストアップされた数字なので、罪状は確定していない。それぞれのカテゴリーの容疑者としてリストに名前が掲載されたという意味である。
- (12) 公益労働は、ルワンダで一般に TIG (Travaux d'intérêts généraux。「ティーヂ」と発音する) と呼ばれる。TIG の管理に関する組織が国家レベルで設置されているが (TIG 国家局: Secrétariat national des TIG), 2007年11月の調査時にはまだほとんど機能していなかった。
- (13) トゥッチ、フトゥはルワンダのエスニック集団。人口の1割強をトゥッチ、8割強をフトゥが占める。ほかに人口の1%程度を占める先住民系のトゥワ (Twa) が存在する。3つの集団は同じ言語を話し、宗教的な差異がなく、混じり合って居住する。集団形成の歴史については、武内 [2000] を参照。なお、一般にトゥッチ、フトゥと記されることが多いが、本章では現地の発音に近い表記を採用し、トゥッチ、フトゥと記す。
- (14) ルワンダに拘置所にあたる施設はなく、容疑者は刑務所に収容される。
- (15) ルワンダの刑務所の収容定員は1万2000人と言われる。政府の公的な発表

によれば、1999年1月段階で、12万5028人が虐殺などの容疑で収監されていた (Magnarella [2000: 80-81])。

- (16) ICTR 設置にあたって派遣された調査団は、RPF 政権の影響が強ければフトゥに対する報復裁判になる恐れがあるとの報告書をまとめ (UN [1994: par.136-138]), ICTR は隣国タンザニアに設置されることとなった。こうした経緯に対して、RPF 政権は不信を募らせていたと言えよう。
- (17) RPF 政権は、友好国であるアメリカやイギリスを介して圧力をかけ、デル・ポンテの更迭に成功した。その後、検事総長となったジャロウ (Hassan Bubacar Jallow) は、2008年7月の段階で、RPF の問題を取り上げていない。
- (18) 設置から13年を経た2007年末の段階でも、ICTR による逮捕者総数は77名、審理が結審した者は32名にすぎない (ICTR ウェブサイト。2007年12月20日閲覧)。
- (19) ICTR の活動は、ルワンダ国内ではあまり知られていない。ルワンダ農村部に居住する2000人以上を対象に移行期正義に関する調査を実施した Longman et al. [2004] によれば、ICTR の活動についての一連の質問に対しては、「知らない、よくわからない (not informed)」という回答の比率が非常に高かった。これに対して、ガチャチャに関してはそうした回答がほとんどなく、住民の知識と関心の高さがうかがえる。
- (20) ビジムング大統領は2000年3月に辞任した。その後、違法な政治活動を行ったとの容疑で逮捕され、2004年6月には禁固15年の判決を受けた (その後恩赦された)。
- (21) たとえば、2007年末以降、学校教育において「ジェノサイド・イデオロギー」が残存しているとの批判が国会で噴出し、教育相が国会で吊上げられたり、国会議員が学校を視察するなどの動きがでている。
- (22) 2007年11月13日、セル長への聞き取り。男女別など人口構成の詳細は不明である。
- (23) ルワンダ農村部では普通のことだが、Gセルの事務所には電気がない。事務書類は、いくつかのファイルに雑然と綴じられていた。ガチャチャ法廷の判決が出始めた2006年7月以降、セルの事務局長が入れ替わったことも保管の悪さに拍車をかけている。
- (24) 2006年の行政改革でセルの領域が拡大して以降、セル事務局長は、セルで唯一、手当を受給する地方公務員職である。
- (25) トッチ人口や帰還難民にかかわるルワンダ農村部の地域的差異については、Takeuchi and Marara [2005] を参照。2006年の行政改革前にGセルが属していたブタレ州は、内戦前の調査ではトッチの人口比率が16.8%あり、国内でもっとも高かった (武内 [2003])。
- (26) 政府はそもそも刑務所に収容されている容疑者を出所させるためにガチャ

チャを実施したのだが、実施してみると、情報収集の段階で予想以上に被告の数がincreasingことが確実になった（第2カテゴリーの容疑者数が40万人以上に達した）。そのため、政府要人が地方を巡回し、容疑者をなるべく刑務所に送らないよう要請した、という説明を複数の住民から聞いた（たとえば、Gセル・ガチャチャ法廷議長。2007年11月12日聞き取り）。

- (27) 聞き取りのなかでも、この点はしばしば農民から意見表明された。この点で、地域住民には「状況に応じた判断を下す能力がある」というロングマンの指摘（Longman [2006]）は的確だと考える。
- (28) コンゴ民主共和国に関する本書第3章で述べたように、2007年半ばからコンゴ東部の政治情勢が不安定化しているが、そこにガチャチャを逃亡した者たちが流入している可能性は高い。この場合、ルワンダにおける強権的な支配とコンゴ東部の混乱とがつながっていることになる。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 阿部利洋 [2007] 『紛争後社会と向き合う——南アフリカ真実和解委員会——』 京都大学学術出版会。
- 小長谷和高 [1999] 『国際刑事裁判序説』 尚学社。
- 佐藤章編 [2007] 『統治者と国家——アフリカの個人支配再考——』 アジア経済研究所。
- 武内進一 [2000] 「ルワンダのツチとフツ——植民地化以前の集団形成についての覚書——」（武内編 [2000：247-292]）。
- [2003] 「ブタレの虐殺——ルワンダのジェノサイドと『普通の人々』——」（武内編 [2003：301-336]）。
- [2004] 「ルワンダにおける二つの紛争——ジェノサイドはいかに可能となったのか——」（『社会科学研究』第55巻第5・6合併号 101-129ページ）。
- [2007] 「ルワンダのジェノサイドとハビヤリマナ体制」（佐藤編 [2007：223-275]）。
- 編 [2000] 『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』 アジア経済研究所。
- 編 [2003] 『国家・暴力・政治——アジア・アフリカの紛争をめぐって——』 アジア経済研究所。
- ヘイナー、プリシラ・B・[2006] 『語りえぬ真実——真実委員会の挑戦——』（阿部利洋訳）平凡社。

〈外国語文献〉

- Amnesty International [2002] "Rwanda: Gacaca: A Question of Justice," AFR 47/007/2002.
- Association rwandaise pour la défense des droits de la personne et des libertés publiques [1992] *Rapport sur les droits de l'homme au Rwanda: septembre 1991 – septembre 1992*, Kigali: ADL.
- Corey, Allison, and Sandra F. Joireman [2004] "Retributive Justice: The Gacaca Courts in Rwanda," *African Affairs*, 103, pp.73–89.
- Doom, Ruddy, and Jan Gorus eds. [2000] *Politics of Identity and Economics of Conflict in the Great Lakes Region*, Brussels: VUB University Press.
- Dorsey, Michael [2000] "Violence and Power-Building in Post-Genocide Rwanda," in Doom and Gorus eds. [2000: 311–348].
- Fink, Jason Benjamin [2005] "Deontological Retributivism and the Legal Practice of International Jurisprudence: The Case of the International Criminal Tribunal for Rwanda," *Journal of African Law*, 49(2), pp. 101–131.
- Harrell, Peter E. [2003] *Rwanda's Gamble: Gacaca and a New Model of Transitional Justice*, New York: Writers Club Press.
- Human Rights Watch [1999] *Leave None to Tell the Story: Genocide in Rwanda*, New York.
- Karekezi, Urusaro Alice, Alphonse Nshimiyimana and Beth Mutamba [2004] "Localizing Justice: Gacaca Courts in Post-Genocide Rwanda," in Stover and Weinsteineds. [2004: 69–84].
- Longman, Timothy [2006] "Justice at the Grassroots? Gacaca Trials in Rwanda," in Roht-Arriaza, and Mariezcurrena eds. [2006: 206–228].
- Longman, Timothy, Phuong Pham, and Harvey M. Weinstein [2004] "Connecting Justice to Human Experience: Attitudes toward Accountability and Reconciliation in Rwanda," in Stover and Weinstein eds [2004: 206–225].
- Magnarella, Paul, J. [2000] *Justice in Africa: Rwanda's Genocide, Its Courts, and the UN Criminal Tribunal*, Aldershot: Ashgate.
- Morris, Virginia, and Michael P. Scharf [1998] *The International Criminal Tribunal for Rwanda*, Volume 1, 2, New York: Transnational Publishers.
- Oomen, Barbara [2005] "Donor-Driven Justice and its Discontents: The Case of Rwanda," *Development and Change*, 36(5), pp. 887–910.
- Republic of Rwanda [2004] *Process of Collecting Information Required in Gacaca Courts*, Kigali.
- République du Rwanda, Sénat [2006] *Idéologie du génocide et stratégies de son éradication*, Kigali.

- Reyntjens, Filip [1990] “Le gacaca ou la justice du gazon au Rwanda,” *Politique africaine*, 40, pp. 31-41.
- Reyntjens, Filip and Stefaan Marysse dir. [2004] *L'Afrique des Grands Lacs, Annuaire 2003-2004*, Paris: L'Harmattan.
- Roht-Arriaza, Naomi, and Javier Mariezcurrena eds. [2006] *Transitional Justice in the Twenty-First Century*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Stover, Eric, and Harvey M. Weinstein eds. [2004] *My Neighbor, My Enemy: Justice and Community in the Aftermath of Mass Atrocity*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Takeuchi, Shin'ichi, and Jean Marara [2005]” Returnees in Their Homelands: Land Problems in Rwanda after the Civil War” in Itaru Ohta and Yntiso D. Gebre eds., *Displacement Risks in Africa: Refugees, Resettlers and Their Host Population*, Kyoto: Kyoto University Press, pp.162-191.
- Umutesi, Marie-Béatrice [2004] *Surviving the Slaughter: The Ordeal of a Rwandan Refugee in Zaire*, Madison: University of Wisconsin Press.
- UN (United Nations) [1994] “Preliminary Report of the Independent Commission of Experts Established in Accordance with Security Council Resolution 935 (1994)” S/1994/1125 Annex, 1994年10月4日付).
- [2004] “The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies” S/2004/616, 2004年8月23日付.
- Uvin, Peter [2001] “Difficult Choices in the New Post-Conflict Agenda: The International Community in Rwanda after the Genocide,” *Third World Quarterly*, 22(2) pp. 177-189.
- Vandeginste, Stef [2004] “Justice for Rwanda, Ten Years After: Some Lessons Learned for Transitional Justice,” in Reyntjens and Marysse dir. [2004: 45-60].

〈ウェブサイト〉

ICTR (<http://69.94.11.53/>)

